

社会福祉法人エミリー 水落保育園 重要事項説明書

令和7年4月1日

1 施設運営者

名称	社会福祉法人 エミリー
代表者氏名	理事長 三田智子
所在地	静岡市葵区有永町8番29号
電話番号	054-249-2777
法人設立年月日	昭和42年7月22日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針、保育理念、保育方針、保育目標

事業の目的	○児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に基づき、安全で明るく衛生的な環境の下で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	○本園においては、入所している園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担しているか否かなどによって差別的扱いをしない。
保育理念	○誰もが安心して子どもを預けられる保育園。 ○子どもが毎日を楽しみ、「またあしたあそぼうね」の言葉があふれる保育園。
保育方針	○子どもに最善の利益を追求し、子ども一人ひとりの育ちを大切にする。 ○保護者が安心して産み育て働きたいという願いを応援する。 ○あそびを引き出せる環境を整え、子どもたちがあそび込めるよう保障する。 ○保育園での育ちを小学校の教育へとつなげる。
保育目標	○おいしく食べ、たのしくあそび、ぐっすり眠る健康な子ども ○「自分でやろうとする」気持ちを持ち、感動できる子ども ○あそびを共有し、仲間へとつながる子ども

3 施設の概要

施設の種類	認可保育所
施設の名称	水落保育園
開設年月日	昭和43年5月1日
施設の所在地	静岡市葵区水落町19番16号
連絡先	電話番号 054-245-7714 F A X 054-245-7714
管理者	園長 竹島真智子

利 用 定 員	満3歳以上の児童【2号】	60人
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	45人
	満1歳未満の児童【3号】	15人
職 員 数	32人 (R 7.4.1 現在)	
嘱 託 医	いいやま医院 飯山道郎	TEL 054-247-3927
	いのうえ歯科 井上 実	TEL 054-294-8020

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。 ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日、園長の定めた日を休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。 (月曜日から金曜日)
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。 (月曜日から金曜日)

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	2,321.12 m ²	
建物	構造	木造平屋階建	
	延床面積	690.43 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	0歳児室	1室	53.95 m ²
	1歳児室	1室	70.32 m ²
	2歳児室	1室	79.43 m ²
	3歳児室	2室	52.35 m ²
	4歳児室	1室	62.17 m ²
	5歳児室	1室	61.85 m ²
	一時保育室	1室	8.17 m ²

本園では「静岡県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡県条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士証 防火管理者修了証		
主任保育士	1人	保育士証 衛生推進者修了証		
副主任保育士	2人	保育士証		
保育士	13人	保育士証	7人	保育士証
栄養士	1人	栄養士・調理師免許証		
調理員			2人	調理師免許証
事務員	2人	保育士証		
看護師			1人	看護師免許
用務・保育補助			2人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

全体的な計画、保健、食育、安全、災害の年間計画を作成。

（2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

7：00 開園—早番保育—8：00あそび・生活指導・10：00離乳食・課業等—
11：00～11：30昼食・授乳—12：00生活指導・歯みがき—13：00午睡—14：00
生活指導・離乳食—15：00おやつ・授乳—16：00あそび・順次降園—17：00
遅番保育—18：00延長保育—19：00閉園

（3）食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

（4）健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、書面や連絡帳に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、身体測定カードに

記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

○一時預かり保育 0歳から5歳のお子さんを月曜日から金曜日の午前9時から午後4時の間で保育をします。

○延長保育 やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、4の表にある時間の範囲内において延長(時間外)保育をします。

○布団貸出 園用の布団を無償で貸出をします。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた静岡市に対し、2号認定のお子さんの保育料は無償です。なお、静岡市は令和5年4月1日より第2子以降も無償化(所得制限なし)となります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1)に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目		対象年齢	金額	
給食費(主食費+副食費)		3・4・5歳児	月額	5,500円
副食費免除対象者(主食費) ※		3・4・5歳児	月額	800円
道具代	連絡帳・おたより袋等	0歳児	年額	1,136円程度
	カラー帽子・連絡帳・自由画帳・おたより袋等	1歳児	年額	1,780円程度
	カラー帽子・連絡帳・おたより袋・自由画帳・クレパス・マーカー・ねんど等	2・3・4・5歳児	年額	3,951円程度

※幼児の年収360万円未満相当世帯のお子さんの副食費は徴収しません。

(3) 保護者会費

保護者会費	全園児	月額	400 円
-------	-----	----	-------

※保護者会が別途回収しています。今年度若干値上げする可能性があります。

(4) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前 7 時から午前 8 時 30 分	日額 200 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	日額 200 円
	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 200 円
保育標準時間認定	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 200 円

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	施設・生産物賠償責任保険
保険の内容	対人：1名につき 10億円限度 1事故につき 10億円限度 対物：1000万円限度

12 非常災害時の対応

(1) 非常時の対策

管轄する警察署	静岡中央警察署 水落交番
消防計画の作成	提出先：葵消防署 届出日：平成 20 年 3 月 6 日 防火管理者：園長 竹島真智子
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器、非常食、保存水、炊き出し用具、発電機、照明灯、水のう袋、防災テント等
避難訓練	火災及び地震等を想定し、月 1 回実施

園児の引き渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園で直接引き渡し *警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され（特別警報）が発表された場合は、重大な災害の危険が著しく高まっていると判断し、2号・3号認定の子供に関係なく自宅待機又は臨時休業等になります。
---------	--

(2)風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い

安全に留意し登園させてください。ご家庭の判断、事情によりお休みする場合は園に連絡をお願いします。

警報が発令された

- (1) 園が自宅待機を要請した場合
(2) 園が自宅待機を要請しない場合 ⇒①登園する。
(いずれか、ご判断ください。) ⇒②保護者判断で自宅待機する。

自宅待機の解除の条件（時間）	午前11時までに自宅待機が解除されない場合は臨時休業とする
入園時・年度当初	重要事項説明書
年度途中	変更あった場合通知
警報発令が予想される日	連絡しない（園配布の文書で保護者が判断）
当日朝	連絡しない
自宅待機解除及び休業決定	連絡しない

「特別警報」又は「警戒レベル3」以上が発令された場合・・・行政指導の下、理事長、園長の判断による措置をとります。

- ① 静岡市内全域に「特別警報」又は「警戒レベル3」以上が発令された場合は臨時休園になり、前日中に保護者へ一斉メール等でお知らせします。
② 園児が登園後、「特別警報」又は「警戒レベル3」以上が発令された場合は、状況を判断し、早急な迎えを要請する。園児の引き渡しが危険な場合は安全な状況になってからの対応とする。 ※土砂災害・洪水浸水想定区域内に位置する園ではありません。（立地条件や周辺状況を考慮。）また、園用の風水害における臨時休園のガイドライン（別紙）をよくご覧ください。

※地震関連、気象関連（大雨・洪水・土砂災害）情報の確認—静岡市防災メール

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 竹島真智子
-------------	----------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	主任保育士 原川智香子	
苦情解決責任者	園長 竹島真智子	
第三者委員	戸谷雄一	連絡先 054-253-2428
	齋藤隆之	連絡先 054-259-7661
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	